



長崎市労政だよ！



長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせをお届けしています。

～令和3年10月29日号～

●長崎市からのお知らせ

- 1 労働災害防止を徹底し、労働者の安全・健康の確保を！
- 2 大切な「いのち」を守るために… Vol.4
- 3 はあと屋オンラインストアのオープンについて

●長崎労働局からのお知らせ

- 4 長崎県最低賃金額の改定について
- 5 業務改善助成金について
- 6 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です
- 7 地域の特性を活かした年次有給休暇取得促進について
- 8 過労死防止について

●長崎県からのお知らせ

- 9 「ウーマンズジョブほっとステーション」について
- 10 令和3年度長崎県緊急雇用維持助成金について

1 労働災害防止を徹底し、労働者の安全・健康の確保を！

事業主は、労働安全衛生法で定める労働災害防止のための措置を徹底するとともに、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保しなければなりません。労働災害のひとつである「じん肺」については、国において、粉じんの発生する職場で働く労働者を守るために「じん肺法」や「粉じん障害防止規則」等が施行されています。

事業主の皆様におかれましては、じん肺被害をはじめとする粉じんを吸入することによって発生する健康被害から労働者を守るため、具体的な取組みとして、防塵マスクの着用などの安全対策の徹底に努めていただくようお願いします。



2 大切な「いのち」を守るために… Vol.4 (1/2)

11月10日～11月16日は、「アルコール関連問題啓発週間」です

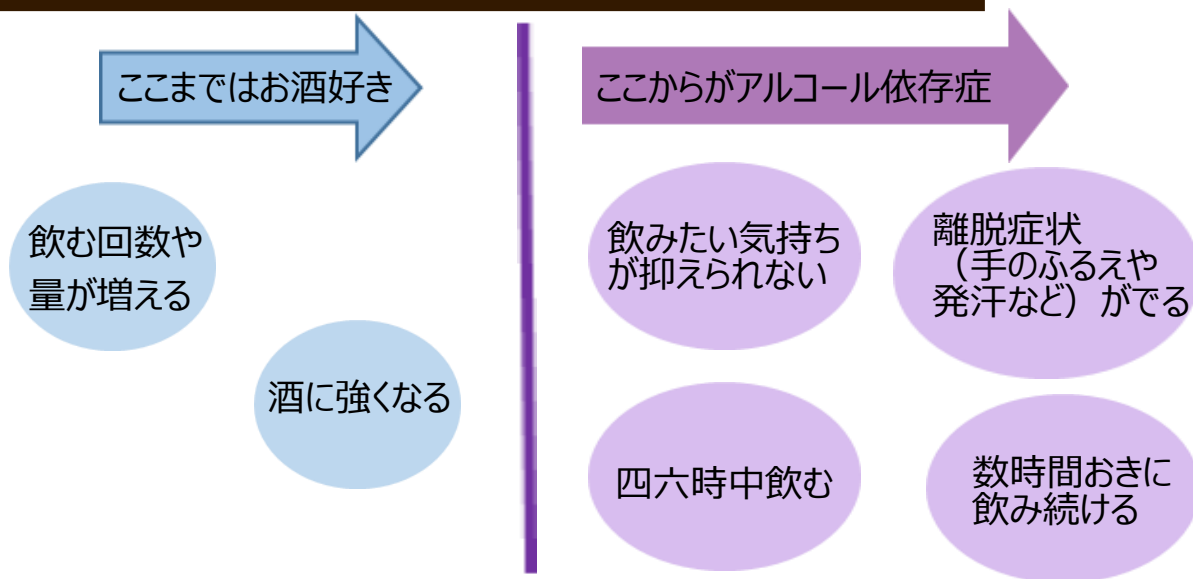
お酒は適量を楽しく飲めば、ストレスや緊張を和らげたり人間関係を円滑にしたりするなどの効果があります。しかし、お酒に含まれるアルコールには依存性があり、習慣的に飲み続けると「**アルコール依存症**」になる危険性があります。依存症になると健康を損ねるばかりか、社会的・経済的なトラブルを引き起こし、仕事や家庭など大切なものを失うことになりかねません。

毎年、11月10日から11月16日までは「**アルコール関連問題啓発週間**」です。この機会にあなたのお酒の飲み方を見直してみませんか。

1. アルコール依存症とは

アルコールは依存性のある薬物の一種です。アルコール依存症は、アルコールへの欲求が病的に強くなり、「**これ以上飲んではいけない**」と思っても自分ではコントロールできず、お酒をやめることができなくなる病気です。

『お酒好き』と『アルコール依存症』の境目



▶大量飲酒によって生じる身体への影響



2 大切な「いのち」を守るために… Vol.4 (2/2)

2. お酒の適正量を知って、飲み方をコントロールしよう

厚生労働省が推進する「健康日本21」の中では、アルコール依存症の発症リスクが少ない節度ある適度な飲酒は壮年男性の場合、純アルコール量換算で**1日20g以下**であると言われています。1日の飲酒量がこの3倍以上になると「飲みすぎ」となり、アルコール依存症になるリスクが高まると言われています。

毎日の飲酒習慣がある人は、まずは日頃から量をコントロールできる飲み方を、1週間に1～2回飲まない日をつくるなどの習慣を身につけるようにしましょう。

～1日あたりの適正飲酒量～

種類（度数）	純アルコール約20g量
ビール(5度)	ロング缶1本(500ml)
日本酒(15度)	1合(180ml)
ワイン(14度)	グラス1.5杯(約180ml)
ハイボール(7度)	350ml缶1本
ストロングチューハイ(9度)	350ml缶4/5本 (280ml)

～CAGEテスト～

- 酒量を減らさなければと思ったことがある
- 他人に飲酒を非難され、気に障ったことがある
- 自分の飲酒について罪悪感を抱いたことがある
- 迎え酒をして二日酔いを治そうとしたことがある



2項目以上当てはまる時は、アルコール依存症の疑いがありますので、専門医にご相談されることをお勧めします。

※CAGEテストは、イギリスで生まれたアルコール依存症を判定するテストです。

3. 相談できますお酒の悩み

アルコール依存症は、本人の意思や力だけでは回復が非常に難しいため、専門家の支援が必要です。長崎市地域保健課では、アルコール問題を抱えたご本人やご家族からの相談をお受けしています。どうぞ、お気軽にご相談ください。

電話095-829-1311（精神保健福祉相談室直通）

時間8：45～17：30 月～金（祝日除く）

～その他の相談窓口～

◆独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター ホームページ：<http://www.kurihama-med.jp/>

専門のソーシャルワーカーによる相談 電話046-848-1550（月曜～金曜8:30～17:15）



3 はあと屋オンラインストアのオープンについて(1/2)



2021年7月1日 オンライン
ストアをオープンしました！



チャレンジド・ショップ

はあと屋

〒850-0852
長崎市万屋町5番4号 TM FIELD 1F
TEL 095-832-8800
FAX 095-832-8801

はあと屋とは？

はあと屋は、障がい者への理解を図るとともに、売り上げの向上や、事業所を利用する障がい者の工賃水準の引き上げを目標として、観光通りアーケード内に長崎市が設置している店舗で、今年で12年目を迎えました。常設店舗のほか、市役所や企業、イベント等での移動販売も実施しています。

これまでのHPと何がちがうの？

従来のはあと屋ホームページでは、はあと屋、参加事業所、取扱い製品の情報やイベント情報などの発信を行っていましたが、サイトから直接商品の購入を行うことはできませんでした。

新型コロナウイルス感染症拡大で巣ごもり需要が増加したことに伴い、自宅にいながら買い物ができる、オンラインショッピングサイトをオープンする運びとなりました。

おなじみの商品や贈答品詰め合わせなど、いつでもどこでもお買い物が可能です。

お世話になっている方や、離れて暮らすご家族など、贈り物の選択肢のひとつとしていかがでしょうか。

購入方法

- ①「はあと屋」で検索
- ②商品カテゴリーから購入したい商品、数を選択
- ③お客様情報を入力
- ④発送・支払方法の入力(クレジット決済)
- ⑤内容確認
- ⑥注文確認メールの受信

※複数商品をご注文の場合、商品の発送は各事業所からとなります。

検索



はあと屋



3 はあと屋オンラインストアのオープンについて (2/2)

はあとや

オンラインストアの
商品

※商品の一部です。
写真以外の商品も販売しています。



長崎びわ酢
¥1000
(楽々工房)



あおぞら石けん ¥170
(あおぞら)



バームクーヘンセット
¥3300
(ながさきワークビレッジ)



長崎かすてら ¥400
(ワークショップあさひ A)

長崎ゆめジャム
¥1296
(三和ゆめランド)



ハーブのお塩
¥380
(コリアンダーの家)



長崎ゆめびわ茶
¥1080
(三和ゆめランド)



メッセージカード ¥600
(たまご)



御祝儀袋 ¥300
(ながさきワークビレッジ)

トイレトペーパー
ホルダーカバー (さんらいず)
¥1100



長崎びわゼリーセット ¥2700
(ワークステーションすばる)



長崎お魚トートバック
(清水の里) ¥3300



朝採れ玉子 ¥3000
(つくもの里)



コースターセット
¥550
(ワークショップあさひ)



スタンドグラス
キーホルダー (楽々工房)
¥550~



お菓子詰合わせ ¥2916
(さんらいず)

4 長崎県最低賃金の改定について

長崎県の最低賃金については、令和3年度の改定により前年度の「1時間793円」から28円引き上げられ、**1時間821円**となりました。

長崎県で働くすべての方へ。
確認しましょう！

これまでの最低賃金 793円

最低賃金



821円



【発効日】 令和3年10月2日

最低賃金額以上かどうかの調べ方

【計算例】

① 時間給の場合

時間給 \geq 821円

② 日給の場合

日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 821円

③ 月給の場合

年間所定労働日数：240日
月額：131,200円
所定労働時間：8時間

※最低賃金額との比較にあたって次の賃金は算入しません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 時間外、休日、深夜労働に対する賃金
- ③ 賞与等、臨時の賃金

で働いている場合、計算式に当てはめると、

$$\frac{\text{月額 } 131,200 \text{ 円} \times 12 \text{ か月}}{\text{年間所定労働日数 } 240 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間}} = 820 \text{ 円} < 821 \text{ 円}$$

【この場合は最低賃金額を満たしていないことになります。】



詳しくは、厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室 ☎ 095-801-0033
または最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。



5 業務改善助成金について

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業内場最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成。教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

詳しくはHPをご覧ください！

業務改善助成金

検索

令和3年8月から使いやすくなりました

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2) 【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)
		2~3人	30万円		
		4~6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設)45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1)10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2)ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

お問い合わせ先 「業務改善助成金コールセンター」

☎03-6388-6155 【受付時間】平日8:30~17:15

申請期限 **令和4年1月31日(金)**

6 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

～大企業と下請け等中小企業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！～

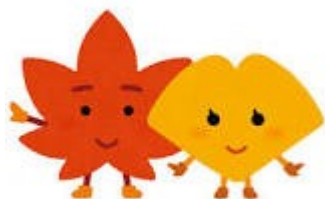
事業主の皆様へ

大企業・親事業者による長時労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公営取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。長崎労働局雇用環境・均等室（TEL：095-801-0050）にお問い合わせください。



「しわ寄せ」防止特設サイト

検索



7 地域の特性を活かした年次有給休暇取得促進について



年次有給休暇を活用して
長崎県の魅力に触れよう！
～地域が一体となって年次有給休暇の
取得促進に取り組みましょう～

事業主、働く人、地域の住人の皆様へ

年次有給休暇の取得促進は、働く人にとっては心身の健康保持・増進、会社にとっては生産性向上や企業イメージの向上につながります。

また、長崎県は四季折々のイベントや沢山の観光資源に恵まれており、年次有給休暇を取得しこれらを活用すれば、地域の活性化にもつながります。

このため、地域が一体となって年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

詳しくは、長崎労働局雇用環境・均等室（TEL：095-801-0050）にお問い合わせください。



8 過労死防止について



週の労働時間が
60時間を
超えていませんか？



年次有給休暇の
取得はきちんと
できていますか？



過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



仕事上の
不安や悩みを
抱えていませんか？



勤務間
インターバル制度を
ご存知ですか？



毎年11月は「**過労死等防止啓発月間**」です。

詳しい情報や相談窓口は[こちら](#)

厚労省 過労死防止

検索



8 過労死防止について

◎労働条件や健康管理に関する相談窓口

労働条件等に関するご相談は…

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



労働条件相談ほっとライン

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。

《電話番号》

0120-811-610 (フリーダイヤル)

《受付時間》平日 / 17:00~22:00

土・日・祝日 / 9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)

確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労働管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家庭向け、事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は…

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントについての相談はこちら。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



●職場でのハラスメントにお悩みの方へ

《ハラスメント悩み相談室》

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



《あかるい職場応援団》

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は…

こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関することについて無料で相談に応じています。

《電話番号》**0120-565-455** (フリーダイヤル)

《受付時間》月・火 / 17:00~22:00

土・日 / 10:00~16:00 (祝日、年末年始を除く)

《メール相談》<https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/>

《SNS相談》<https://kokoro.mhlw.go.jp/sns-soudan/>

こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方や職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方、またはご家族に向けた支援や、役立つ情報の提供を行っています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



◎過労死の防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

<http://karoshi-boushi.net/>



全国過労死を考える家族の会

<http://karoshi-kazoku.net/>



過労死弁護士全国連絡会議 (過労死110番全国ネットワーク)

<http://karoshi.jp/>



参加無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用フリーダイヤル
(月~金 9:00~17:30)

0120-562-552



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

9 「ウーマンズジョブほっとステーション」について

長崎県人材活躍支援センター 女性就業支援コーナー

「ウーマンズジョブほっとステーション」

「働きたい!」を応援!

- 仕事を辞めてブランクがあるけど、また働きたい!
- 「就職活動に自信がないな…」「仕事と家庭の両立が心配…」
- 再就職について知りたい!

【個別相談&セミナー】

これまでの経歴や現在の生活、悩み、強みを整理し、あなたに合った仕事や働き方を一緒に考える個別相談や、就職に役立つ各種セミナーなどで、働きたい女性をサポートします。



子育てママ
も安心!
託児付き♪

【オンライン・電話相談】

スマートフォンやパソコン、電話で、ご自宅からも個別相談ができます。

ご自宅
からでも
OK♪



<<1回45分間・予約制・複数回相談OK>>

※利用は無料ですが、通信費は個人負担となります

※電話相談は、折り返し、キャリアカウンセラーからお電話します

「起業したい!」を応援!

- 今までの仕事の経験やスキルなどを活かして、自宅でお店やサロンを開きたい!
- 起業に必要な段取りや手続き、資金調達の方法を相談したい!

【企業相談】

毎月2回、中小企業庁「長崎県よろず支援拠点」の女性専門スタッフによる起業相談を行っています。(無料)

【お問合せ・ご予約】

長崎県人材活躍支援センター 女性就業支援センター
ウーマンズジョブほっとステーション

☎095-842-5424

長崎県ウーマンズジョブ

検索



10 令和3年度長崎県緊急雇用維持助成金について

新型コロナウイルスの影響により従業員の休業や在籍型出向により雇用の維持を図る事業主の負担を軽減するため、国の「雇用調整助成金」及び「緊急雇用安定助成金」、「産業雇用安定助成金」（以下「雇用調整助成金等」という。）に対する、長崎県独自の上乗せ助成を実施します。

1. 対象事業主

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業や在籍型出向により、長崎労働局から「雇用調整助成金等」の支給決定を受けた県内中小企業事業者

2. 支給対象

(1) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金

令和3年3月1日以降に国の支給決定を受けたもので、特例措置の対象となる期間の休業等（教育訓練の加算は除く）

（注）国の助成率が10分の10の場合は対象外となります。

(2) 産業雇用安定助成金

国の支給決定（時期間わなない）を受けた在籍型出向（出向初期経費は除く）

（注）出向元、出向先どちらで支給決定を受けても対象となります。ただし、出向元が県外の企業の労働者を出向先として受け入れる場合は対象外となります。

3. 助成率・限度額

「雇用調整助成金等」の助成率に応じて次の金額を助成＜（1）～（2）共通＞
《助成限度額》1事業者当たり100万円以内

（令和2年度に限度額に到達した事業主も再度申請が可能です）

国の助成率	県の助成率
5分の4の場合	休業手当総額の10分の1 （国支給決定金額の8分の1）
10分の9の場合	休業手当総額の20分の1 （国支給決定金額の18分の1）

4. 申請期限

国の雇用調整助成金等の支給決定日から3ヶ月以内

【最終申請期限：令和4年3月4日まで】

※予算がなくなり次第終了となります



＜＜申請・お問い合わせ先＞＞

長崎県産業労働部雇用労働政策課労政福祉班

長崎県緊急雇用維持助成金

検索

